

[事案 26-47] 入院給付金支払請求

・平成 26 年 9 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当せず入院給付金が支払われないことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 9 月から同年 12 月まで、頸椎椎間関節症・腰部脊柱管狭窄症の治療のために入院したので、平成 16 年 12 月に契約した定期保険の医療特約にもとづいて入院給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかった。

しかしながら、以下のとおり、入院の必要性があったので入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院の前々日までは通院可能な状態であったが、入院前日には通院困難であることを医師に話し、医師も通院困難であることを認めている。
- (2)入院翌日はほぼ寝たきりであり、入院時は配偶者に付き添われて入院している。
- (3)リハビリの進行に伴い歩行距離も長くなったが、ごく限られた場所をなんとか歩けた程度である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の入院治療は、全期間約款上の入院の定義に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)頸椎椎間関節症の症状は殆どカルテに記載されておらず、これによる入院の必要はない。
- (2)脊柱管狭窄症の症状は認められるが、申立人の痛みは自制内であること、通院でも十分対応できる治療方法であったこと等から、自宅での治療が困難とは認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立人の入院には客観的・合理的な必要性・相当性があったとは言えず、通院による治療が可能であったと判断でき、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 本件入院について

- (1)入院先の病院の診療録によると、申立人は脊柱管狭窄症のために平成 24 年 6 月から通院し、平成 25 年 9 月からリハビリ目的で入院していることが認められるが、通院できない状態に悪化したとの記載はない。
- (2)平成 26 年 1 月付の医師の証明書によると、申立人が入院当日に独力で歩いて来院したこと、申立人の希望による入院だったことが認められ、入院時に体動困難等で通院できない状態であったことを窺わせる証拠はない。
- (3)医療記録等から、入院中に申立人が体動困難な程度の重篤な痛みが発生している状況は認められず、医師の証明書から、入院中の治療は、痛み止めの投与、運動療法、温熱療法など、通院治療でも可能であったことが認められる。

2. 結論

以上のとおり、申立人の入院は、外来での治療が困難で常に医師の管理下において治療に

専念する必要があったとは言えず、約款に定める「入院」に該当しない。